



提言書

国連脱植民地化特別委員会（C-24） における沖縄の「植民地リスト入り」 阻止に向けた行動計画

一般社団法人 / 右合の衆

発行日：2026年3月26日

要約 (Executive Summary)

本提言書は、国連総会第四委員会の管轄下にある脱植民地化特別委員会（C-24）において、沖縄が「非自治地域（脱植民地化リスト）」へ登録されるという国家的危機を回避するための具体的な行動計画を提示する。C-24の手続き規則を利用した実務的・法的な包囲網が完成しつつある現状に対し、「日本国民が認知すべき客観的事実」「政治家が認識すべき前提」「沖縄のリスト入りに向けた工作ステップ」「民間及び政府が実行すべきアクション」の多層構造で対策を整理し、客観的データに基づく効果的なカウンター戦略を立案した。

目次

1 はじめに：直面する危機と戦略の方針	2
2 日本国民が認知すべき客観的事実	2
3 政治家が認識すべき事実と構造的課題	3
4 沖縄の脱植民地化リスト入りに向けた工作ステップと重要イベント	4
5 民間が直接実行すべきアクション	4
5.1 事実に基づく客観的データの国際発信	4
5.2 正式なカウンター専門家の登録と地方議員の派遣	5
5.3 議長国の「公平性」に対する事前の外交的プレッシャー	5
5.4 国連プロセスのリアルタイム監視と即時反論	5
6 政府が行うべきこと	6
6.1 カリブ地域セミナー（5月）における議題拡大の阻止	6
6.2 第三国（ニカラグア等）の発言に対する公式照会	6
6.3 本会議における公式な異議申し立て	6
6.4 国際法に基づく論証と地方議会決議の外交文書化	6
7 全体タイムライン	7
8 おわりに	7

1 はじめに：直面する危機と戦略的方針

現在、沖縄を国連の脱植民地化リストに登録しようとする国際的な法戦（ローフェア）が着実に進行している。この脅威の核心は以下の構造的要因にある。

第一に、脱植民地化プロセスは安保理の管轄外（総会の下部組織である C-24 の主導）であるため、米国の「拒否権」が法的に通用しない [7]。一国一票の総会では、特定の政治的意図を持つ勢力が「脱植民地化」の大義名分の下に結集した場合、多数決の論理によって日本が外交的劣勢に立たされるリスクが高い。第二に、国連憲章が定める「内政不干涉」の原則において、脱植民地化は例外として扱われる。一度リスト入りすれば、沖縄問題は日本の「内政」から「国連の監視対象」へと法的地位が変容し、第三国の介入に国際法上の根拠を与えることになる [7]。第三に、C-24 のセミナー手続規則 (A/AC.109/2026/19) における実務的な脆弱性である。既存の 17 地域に限定せず、議長の権限で特定の NGO への招待範囲を拡大できる仕組みが構築されており、公式会議では既に「その他の領土 (other territories)」への言及がなされている [9, 7]。

2 日本国民が認知すべき客観的事実

本問題への効果的な対策を講じる前提として、特定のイデオロギーに偏らない「客観的事実」と「国連の構造的な課題」を国民全体で共有する必要がある。

- **国連委員会からの反復的な勧告と政府の立場**：国連の人種差別撤廃委員会及び自由権規約委員会は、2008 年より現在までに合計 6 回にわたり、沖縄の人々を「先住民族」として認識するよう日本に勧告を出している。これに対し日本政府は、「日本国内にアイヌ以外の先住民族は存在しない」との見解を堅持し、一貫してこれら勧告の撤回を求めている。[10]。
- **第三国（中国）による公的な言及**：2025 年 10 月の人権問題を扱う国連総会第 3 委員会において、中国政府の代表が初めて公式に沖縄県民を「先住民族」と呼称した事実がある [11]。
- **国連システムの構造的弱点**：国連の人権メカニズムにおいては、特定の NGO 等から提出されたレポートが、客観的なファクトチェックを経ずに採用される事例が存在する [8]。これが結果として、外国の影響力工作 (FIMI：外国による情報操作・介入) に利用され、特定の政治的主張に国際的な「お墨付き」を与えてしまう構造的な弱点が存在する。
- **第三国（中国）「沖縄は日本に属さない」とする歴史修正の展開**：上記の構造を悪用し、国連周辺の非政府組織 (NGO) や活動家が「琉球は歴史的に明清の朝貢国であり、元来中国のものである（あるいは帰属未定である）」という主張を展開する事例が発生している。これは 2013 年以降に中国の公的メディア（人民日報等）で提起された「琉球帰属未定論」と軌を一にするものである [12]。
- **先住民族の定義と「自己識別」の原則**：「先住民族の権利に関する国連宣言 (UNDRIP)」においては、自らを先住民族であると自認する「自己識別 (Self-identification)」が基

本原則とされている [13]。この規定により、ごく少数の声が国際社会で過大に評価されるシステムとなっている。

- **安全保障上のリスク（UNDRIP 第 30 条）**：同宣言の第 30 条では、先住民族の土地での軍事活動が原則として禁止されている [13]。もし沖縄が国際的に「先住民族の土地」または「非自己統治領」として認定された場合、現行の自衛隊および米軍基地の存在が「国際法（国連宣言）違反」とみなされ、日本の安全保障戦略そのものが根底から覆る致命的な問題が生じる。
- **沖縄県知事の国連人権理事会でのスピーチが生んだ誤解**：翁長元沖縄県知事は辺野古新基地建設について 2015 年の国連人権理事会で沖縄の「自己決定権 (self-determination)」がないがしろにされていると訴えたが [2]、この言葉は国際的に「民族自決（独立）権」を意味するため、独立の要求として解釈された。さらに、この演説は「沖縄・琉球民族は先住民族だ」と主張する NGO (市民外交センター・反差別国際運動) のお膳立てで実現したため、国連からは先住民族の代表による人種差別の訴えとして受け取られた。結果として、本人の意図とは裏腹に、これらの発言や状況は中国が推し進める「琉球地位未定論」や独立工作と同期し、国際的な分断プロパガンダに利用される事態を招いた [1]。

3 政治家が認識すべき事実と構造的課題

沖縄の「脱植民地化リスト（非自治地域リスト）」入りに向けた工作を阻止するためには、外交・防衛の責務を負う政治家が、現在の沖縄問題の本質を「認知戦（ハイブリッド戦）」として正確に認識し、構造的課題に対処する必要がある。

- **歴史的ナラティブの空白と政府の発信不足**：「明治政府が清国から沖縄を奪った」といった誤った歴史認識が国際社会や国内の若年層に定着しつつある背景には、政府・政治家による客観的史実の国際発信不足がある。サンフランシスコ平和条約などに基づく日本の正当な主権や、沖縄戦から祖国復帰に至る歴史的経緯について、国家主権の観点から政府の公式見解を反復的かつ戦略的に発信し、ナラティブの空白を埋める責務がある [1]。
- **安全保障政策における直接的説明責任の欠如**：外交および防衛は政府の専権事項である。しかしながら、従来、自衛隊の配備や米軍基地に関する安全保障上の説明責任や負担を、地元自治体（知事等）の説得という形で地方に転嫁してきた構造的課題が存在する。内閣総理大臣および防衛大臣は、政府の言葉で直接沖縄県民に対して安全保障の必要性と政府の責任を明言し、国民保護に関する明確なコミットメントを示す必要がある [1]。
- **「認知戦」としての事態認識とナラティブ防衛の必要性**：国連における勧告や SNS 上での特定の世論形成は、単なる国内の基地反対運動の延長ではない。これは「沖縄は不当に併合された植民地である」という偽情報（ナラティブ）を用いて社会を分断し、日本の安全保障体制を内部から脆弱化させようとする他国の「認知戦（思想侵略）」の一部である。国家安全保障戦略に基づく、省庁横断的な「ナラティブ防衛体制」の構築が急務である [3]。

4 沖縄の脱植民地化リスト入りに向けた作業ステップと重要イベント

特定の国家や団体による沖縄の「脱植民地化リスト」登録に向けた動きは、国際機関を舞台に段階的かつ長期的な戦略に基づいて進行している。以下のステップと具体的イベントは、その客観的証拠である。

- **【第1段階】国連人権メカニズムを利用した「先住民族」勧告の蓄積（2008年～現在）**：国連の自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会等において、特定のNGOからの働きかけにより「琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認めるべき」との勧告が、2008年以降反復して出されている。沖縄県民の間に先住民族としての自己認識（コンセンサス）が存在しないにもかかわらず、国際機関内において「沖縄＝先住民族」という前提が既成事実化されるプロセスが進行している [5]。
- **【第2段階】国連人権理事会における「代理人」の発信と中国官製メディアによる増幅（2019年・2023年）**：2019年6月（第41回）および2023年7月（第53回）の国連人権理事会（ジュネーブ）において、特定の活動家（ロバート・カジワラ氏等）がNGO代表として登壇し、「沖縄は日本の植民地である」「自己決定権を行使し独立を求める権利がある」と演説した [4]。特筆すべきは、この発言が直ちに「環球時報（Global Times）」等の中国共産党機関紙によって「沖縄の真実の民意」として世界および中国国内へ大々的に拡散・増幅されている事実である。これは官民一体の情報工作の構造を示している [6]。
- **【第3段階】国際法文書の恣意的引用による「主権無効化（地位未定論）」の展開（2025年12月）**：2025年12月22日、中国外交部報道官の定例会見において「《カイロ宣言》、《ポツダム宣言》および《日本投降書》に基づき、日本は完全に武装解除されるべきである」との公式発言がなされた。これは、現在の日本の主権と領土を画定したサンフランシスコ平和条約を意図的に無視し、ポツダム宣言第8条を根拠に「沖縄の地位は未定である（日本の主権範囲に含まれない）」という法的解釈を国際社会に提起し、脱植民地化リスト入りの法理的根拠を構築するための布石と分析される [6]。
- **【第4段階】C-24への直接介入と最終目標の達成へ**：上記のプロセスを通じた「法的・道義的根拠」の構築を踏まえ、中国および同調する国々は、C-24のセミナー規則に存在する「その他の領土」枠などの手続き的隙間を利用し、公式の国際会議の場で沖縄の脱植民地化リスト登録を議題化する最終段階へと移行しつつある。

5 民間が直接実行すべきアクション

5.1 事実に基づく客観的データの国際発信

- **実施時期**：【準備】2026年3月下旬～4月末【行動】2026年5月（セミナー）および6月（本会議）
- **活動理由/必要性**：国連憲章第73条（非自治地域）の適用根拠を法的に排除するため。住民に直接選出された市長会等が「憲法下で既に完全な自治を享受している」という客観

的証拠（選挙データや予算の自主性を示す統計）を提示することが極めて有効な法的防御となる。

- **主務者:** 沖縄県市長会、沖縄県町村会、有志の民間団体、国連日本政府代表部
- **行動:** 「完全な自治」を証明するデータブック（英文）を国連委員国に直接配布・説明する。

5.2 正式なカウンター専門家の登録と地方議員の派遣

- **実施時期:** 【準備】2026年3月下旬～4月中旬【行動】2026年4月下旬（登録申請）および6月（議場派遣）
- **活動理由/必要性:** 特定のイデオロギーを持つ活動家のみが「専門家」として登録される状況を防ぐ。対立意見を提示して議論を相対化し、同時に民意の正当な代表者である地方議員を派遣することで、活動家の非代表性を明確にする。
- **主務者:** 民間シンクタンク、地方議会議員、国連日本政府代表部
- **行動:** 沖縄の歴史や地方自治を専門とする学者等の英文経歴書 (CV) を整備し、カウンター専門家として事務局・議長へ推薦・登録申請を行う。

5.3 議長国の「公平性」に対する事前の外交的プレッシャー

- **実施時期:** 【準備】2026年3月下旬～4月初旬【行動】2026年4月中旬（参加者リスト確定前）
- **活動理由/必要性:** セミナーの招待権限を持つ議長に対し、事前に「地元自治体の公式な反対決議」を提示することで、恣意的な人選を行うことの政治的リスクを認知させるため。
- **主務者:** 「先住民族認定反対」決議を可決した地方自治体の首長または議会議長
- **行動:** 議長国に対し、「地元議会の反対決議が存在する中での特定活動家の招待は国連の公平性を損なう」旨の公式書簡を送付する。

5.4 国連プロセスのリアルタイム監視と即時反論

- **実施時期:** 【行動】2026年5月25日～27日、6月9日～20日（会期中）
- **活動理由/必要性:** 不正確な主張が国連公式プレスリリースや請願（Petition）として掲載され、既成事実化されるのを即座に防ぐため。
- **主務者:** 国連日本政府代表部、民間モニタリング・チーム
- **行動:** 会議中の UN Web TV およびプレスリリースを常時監視し、不適切な記載を発見次第、即時にファクトに基づく修正の申し立てを行う。

6 政府が行うべきこと

6.1 カリブ地域セミナー（5月）における議題拡大の阻止

- **実施時期:**【行動】2026年5月25日～27日
- **活動理由/必要性:** セミナーは本会議への「勧告草案」が形成される重要な場である。「その他の地域」という議題枠を利用した新たなリスト入り工作を初期段階で無効化し、最終報告書への不適切な文言記載を防ぐ。
- **主務者:** 国連日本政府代表部、親日的な C-24 委員国
- **行動:** ロビー活動により「その他の地域」枠の恣意的運用を牽制し、報告書ドラフトに「沖縄」等の文言が含まれた場合は即座に削除・修正動議を提出する。

6.2 第三国（ニカラグア等）の発言に対する公式照会

- **実施時期:**【行動】即時～2026年4月初旬
- **活動理由/必要性:** 他国の代表による日本の主権を侵しかねない発言（「その他の領土」への言及等）を放置することは、国際法上の「黙認」と解釈されるリスクがあるため。
- **主務者:** 外務省、国連日本政府代表部
- **行動:** 当該発言が何を指すのか正式な外交ルートで照会を行い、日本の主権に関する不当な意図に対しては厳重に抗議する姿勢を示す。

6.3 本会議における公式な異議申し立て

- **実施時期:** 2026年6月9日（本会議初日）
- **活動理由/必要性:** 手続きの際を突いて不適切な請願者がリストアップされた場合、主権国家としての意志を法的プロセスに従って明確に示すため。
- **主務者:** 国連日本政府代表部
- **行動:** エイド・メモワール（公式リスト）に沖縄関連団体の不適切な記載があった場合、議長に対して公式な異議申し立てを行い、議題からの排除を要求する。

6.4 国際法に基づく論証と地方議会決議の外交文書化

- **実施時期:** 随時
- **活動理由/必要性:** 日本の地方議会の客観的な民意を外交文書としてオーソライズし、国連介入の法的根拠（国連憲章第73条）を無効化するため。
- **主務者:** 外務省、国連日本政府代表部

- **行動:** 沖縄が完全な自治を享受する不可分の一部であることを国際法に基づき論証し、地方議会の「先住民認定反対」決議を正式な外交文書（Note Verbale）としてC-24委員国に回章する。

7 全体タイムライン

以下のガントチャートは、2026年3月から6月（主戦場となる5月のセミナーおよび6月の本会議）に向けた、民間および政府の各アクションの進行スケジュールを可視化したものである。

民間が直接実行すべきアクション	3月			4月			5月			6月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
【自治の証明】データ整備・国際発信			薄	薄	薄	薄	濃	濃	濃	濃	濃	濃
【専門家】名簿整備・登録申請・議場派遣			薄	薄	薄	濃				濃	濃	濃
【議長牽制】書簡署名・送付			薄	薄	濃							
【広報戦】国連監視体制構築・即時反論							薄		濃	濃	濃	

表 1: 民間アクション・ガントチャート（薄色：準備期間、濃色：行動期間）

政府が行うべきこと	3月			4月			5月			6月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
【セミナー】議題枠無効化・修正動議			薄	薄	薄	薄			濃			
【第三国】発言精査・公式照会			薄	濃								
【本会議】異議申し立て										濃		
【外交的防御】国際法論証・公式文書回章			薄	薄	薄	薄	濃	濃	濃	濃	濃	濃

表 2: 政府アクション・ガントチャート（薄色：準備期間、濃色：行動期間）

8 おわりに

C-24を舞台とした「沖縄の植民地リスト入り」工作の阻止は、客観的証拠から見て、我が国の領土的な主権と近代国家としての正統性を守る極めて重要な防衛線である。過去にニューカレドニアがリスト入りさせられた先例がある通り、実務的隙間を突く外交工作に対して放置や沈黙を続けることは、国際法上の「既成事実化」を招く構造的リスクを伴う [7]。

「沖縄は日本の不可分の一部であり、現行憲法下で高度な自治機能を有している」という客観的事実を、具体的なデータと法理に基づいて国際社会の共通認識として定着させることが、現在進行している認知領域の脅威を構造的に排除する最も有効かつ現実的な手段である。

参考文献・参照元

- [1] 仲村覚『沖縄はいつから日本なのか学校が教えない日本の中の沖縄史』ハート出版、2018年。
- [2] 沖縄県庁. 翁長元沖縄県知事による辺野古新基地建設についての国連人権理事会でのスピーチ原稿
- [3] 一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム (2025年10月). 『沖縄分断ナラティブ対策提言書』および『沖縄のナラティブ領域支配：見過ごされる思想侵略と日本の安全保障危機への緊急提言』.
- [4] iRICH 国際歴史論戦研究所. 『字幕【iRICH】沖縄問題で日系人が国連でトンデモ発言』
- [5] 仲村覚『狙われた沖縄』ハート出版、2021年。
- [6] 仲村覚 (2025年12月). 『中国による「沖縄・脱植民地化リスト（非自治地域リスト）」登録工作の具体的証拠と分析』.(国連人権理事会における代理人の発信、中国官製メディアによる増幅、およびポツダム宣言等の恣意的引用に関するファクト検証).
- [7] 対策チーム (2026年3月). 『【緊急報告】国連脱植民地化特別委員会（C-24）による沖縄の「植民地リスト入り」工作の分析（3月16日_第2回本会議）』.
- [8] 仲村覚 (2026年3月23日). 『第61期国連人権理事会ジュネーブ派遣団の成果と課題分析（2026年度）』.
- [9] United Nations General Assembly. (2026). A/AC.109/2026/19: Guidelines and rules of procedure.
- [10] 外務省. 国連人種差別撤廃委員会等からの「先住民族」に関する勧告に対する日本政府の公式見解および反論文書.
- [11] 国連総会第3委員会（人権問題）議事録 (2025年10月). 中国政府代表による言及記録.
- [12] 人民日報 (2013年5月8日). 「琉球の帰属は未定である（論琉球的帰属未定）」および、同論調に呼応する国連 NGO の活動記録.
- [13] United Nations. (2007). United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (UNDRIP). (自己識別の原則に関する規定、および第30条「軍事活動の禁止」に関する規定)